

太陽光発電設備からの電力買取
キャンペーン特約

2022年9月1日制定

伊藤忠エネクス株式会社

1. 目的

当社は、この太陽光発電設備からの電力買取キャンペーン特約（以下「本特約」といいます。）に基づき、当社が定める「太陽光発電設備からの電力買取契約約款」（以下「原約款」といいます。）の買取料金単価を変更するキャンペーンを提供します。

2. キャンペーン適用の条件

本特約は、発電者の発電場所が、別紙1に定める一般送配電事業者の供給区域（ただし、離島（電気事業法（昭和39年法律第170号、その後の改正を含みます。）第2条第1項第8号イに規定するところによります。）を除きます。）に存する場合、2022年11月1日から2023年2月28日までに当社と買取契約が新たに成立した発電者及び本特約の買取期間前に当社と既に関取契約が成立している発電者に自動的に適用いたします。

3. 買取料金単価

原約款で定める買取料金単価を、本特約の買取期間中、別紙1に定める買取料金単価に変更いたします。買取期間後の買取料金単価は原約款の定めによるものといたします。

4. キャンペーン買取期間

本特約の買取期間は、2022年12月の検針日または計量日から2023年3月の検針日または計量日の前日までの期間といたします。

5. キャンペーンの適用終了

- (1) 当社は本特約に定められた買取期間を満了したときにキャンペーンの適用を終了します。
- (2) 前項の場合において、キャンペーンの終了に関して、当社は特別にキャンペーンの適用者に対して事前の告知は行いません。
- (3) キャンペーン買取期間が満了したときには、原約款の定めによるものといたします。

6. 特約の変更

当社は、本特約を変更することがあります。この場合には、キャンペーンの適用条件等は変更後の特約によります。

7. その他

本特約に定めのない事項もしくは用語は、原約款の定めによるものといたします。

別紙 1

一般送配電事業者	供給区域	買取料金単価
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	16 円/kWh
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県	13 円/kWh
関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	12 円/kWh

約款改訂履歷

2022年9月1日 制定